

【若者定住促進マイホーム取得等補助金 Q&A】

Q1：平成28年3月15日に工務店と住宅の建築工事請負契約を締結しました。工事の着手は4月9日ですが、補助金の交付対象になりますか。

A1：補助金は、平成28年4月1日以降に契約を締結したものが対象のため、交付対象になりません。

Q2：平成28年3月30日に不動産業者と中古住宅の購入に係る売買契約を締結しました。所有権移転登記は、4月1日以降に完了となりますが、補助金の対象になりますか。

A2：A1と同様に、平成28年4月1日以降に契約を締結したものが対象のため、交付対象になりません。

Q3：古くなった住宅を壊して、同一敷地内に住宅を新築します。補助金の交付対象になりますか。

A3：住宅の要件、補助対象者の要件等を満たす場合は、対象になります。

Q4：新築マンションを購入しました。補助金の交付対象になりますか。

A4：一戸建て住宅が対象となるため、対象になりません。

Q5：親が建てた新築住宅を、子どもが購入しました。補助金の交付対象になりますか。

A5：実質的には相続による取得と考えられるため、対象になりません。

Q6：店舗との併用住宅を新築しました。居住部分の床面積が全体の6割となりましたが、居住部分の床面積は45平方メートルです。補助金の交付対象になりますか。

A6：居住部分が2分の1以上は要件に該当するのですが、その床面積が50平方メートル以上である必要があるため、対象になりません。

Q7：親の所有する住宅と同一敷地内に、床面積55平方メートルの離れを新築します。居室と便所はありますが、食事は親と一緒にするため台所はありません。補助金の交付対象になりますか。

Q7：玄関、居室、便所及び台所を備えている一戸建て住宅が要件であるため、対象になりません。

Q8：ネット銀行の住宅ローンから500万円（償還期間5年）を借入れました。補助金の交付対象になりますか。

A8：山ノ内町及び中野市に本店又は支店を有する金融機関からの借入れが要件のため、対象になりません。

Q9：いずれ住宅を新築する予定で、先に土地の取得をするために住宅ローンを借入れました。補助金の交付対象になりますか。

A9：事前申込みの際に、建築工事請負契約書の写しを添付する必要がありますので、対象になりません。

Q10：山ノ内町内に支店や営業所があれば、本社又は本店が町外にあっても町内建築業者に該当しますか。

A10：法人の場合は「町内に本社又は本店所在地を有する」ことが必要です。この場合は、町内に本社又は本店所在地を有していないことから、町内建築業者には該当しません。

Q11：町外に住所を有し、山ノ内町に事業所がある個人事業者は、町内建築業者に該当しますか。

A11：個人事業者の場合は「町内に住所を有する」ことが必要です。この場合は、町内に住所を有していないことから、町内建築業者には該当しません。

Q12：1月2日以降に山ノ内町へ引越して来たため町税の納税証明書がありません。

A12：町税の課税基準日は1月1日のため、1月2日になってから山ノ内町に引越してきた方は、山ノ内町へ町税を支払った実績がありませんが、前住所地の納税証明書を提出していただきます。前住所地に滞納がある方は補助対象者にはなれません。

Q13：住宅の新築工事が完了しました。速やかに補助金の交付申請をしたいと思いますが。

A13：交付申請をする場合は、住宅の所有権保存登記が完了してからでないと、申請できません。完了日から起算して60日以内又は3月31日のいずれか早い日までに申請をしてください。

Q14：同居する2人の高校生がいます。20万円の子育て世帯加算は受けられますか。

A14：中学生以下の子でないと子育て世帯の加算はありません。

Q15：申請は、建築業者に代理申請を依頼してもよいですか。

A15：申請は可能ですが、委任状の提出をお願いします。なお、申込内容や申請内容等についてお尋ねすることもありますので、記載内容について十分把握された上で代理申請してください

Q16：事前申込書や申請書の提出は、郵送でもできますか。

A16：郵送による申込みや申請はできません。申込内容や申請内容等についてお尋ねすることもありますので、来庁してください。